

令和7年分確定申告の準備のお願い

(1/2)

智創税理士法人 盛岡事務所
TEL: 019-654-0606

今年も確定申告の時期が近づいて参りました。正しい所得税確定申告のため、下記の資料をご確認(準備)していただき、当事務所までご連絡(ご提出)くださいますようお願いいたします。

1. 確定申告のための申告基礎資料

	確認(準備)していただく資料	提出資料(部数)	受渡日	チェック
1	(昨年書面で申告した方)税務署から送付の「申告のお知らせ」等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
2	給与所得、公的年金等、退職所得に係るすべての源泉徴収票	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
3	配当金の支払調書・支払通知書・配当金計算書など	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
4	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
5	保険の満期返戻金・解約金などの計算書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
6	本人・親族の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
7	配偶者及び家族の給与所得・退職所得の源泉徴収票 (※1)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
8	国民健康保険の領収書、国民年金・年金基金の控除証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
9	小規模企業共済等掛金の払込証明書・領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
10	生命保険料の控除証明書(介護医療・個人年金保険料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
11	地震保険料の控除証明書(旧長期損害保険料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
12	医療費のお知らせ・領収書(介護保険サービス料を含む)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
13	寄附金の受領証(領収書)・証明書(税額控除の証明書など)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
14	住宅ローンの年末残高証明書 (※2)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
15	住宅の増改築等工事証明書・住宅耐震改修証明書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
16	本人、親族の個人番号の番号確認書類 (※3)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>

※1 配偶者・扶養親族に係る所得控除の改正がありましたので、ご家族の所得が分かる書類を必ずご用意ください。ご家族に保険の返戻金・株式の配当などの収入がある場合は、その金額がわかる書類をご用意ください。
①配偶者控除や扶養控除の対象となる家族の所得要件が、「48万円以下(給与収入だけの場合103万円以下)」から「58万円以下(給与収入だけの場合123万円以下)」に引き上げられました。
②年齢19歳以上23歳未満の親族で、所得が「123万円以下(給与収入だけの場合188万円以下)」の場合、新たに特定親族特別控除を受けることができます。
③なお、配偶者特別控除の所得要件は、従来と同じく「133万円以下(給与収入だけの場合201万5,999円以下)」です。
※2 令和7年中に住宅を新築・購入又は増改築した場合は、登記事項証明書や売買(請負)契約書などの書類も必要です。
※3 本人、同一生計配偶者、配偶者特別控除の対象配偶者、扶養親族、特定親族、事業専従者(提出済の方を除く)。
(注)国外に居住する控除対象の配偶者又は親族がいる場合は、親族関係書類と送金関係書類が必要です。年齢が30歳以上70歳未満で留学中の親族の場合は、留学ビザ等書類も必要です。

2. 不動産所得関連の申告資料

	確認(準備)していただく資料	提出資料(部数)	受渡日	チェック
1	賃貸収入の明細書・契約書、帳簿等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
2	固定資産税通知書(固定資産課税証明書)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
3	借入金・支払利子の明細(借入金の返済予定表)	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
4	賃貸物件の火災保険の領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
5	賃貸物件に係る修繕費の請求書・領収書	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>
6	地代その他経費と思われる領収書等	有(部)・無	. .	<input type="checkbox"/>

3. その他の確認事項(不動産等の売却、損害の発生、財産の贈与、国外財産の保有、一定の財産の保有)

- 令和7年中に不動産(土地・建物等)の売却(又は買換え)や、株式等の売却があった場合
- 令和7年中に災害や盗難などにより損害を受けた場合
- 令和7年中に金銭その他の贈与を受けた場合
- 令和7年の年末時点で国外に5,000万円を超える財産(不動産、預貯金、有価証券など)を有する場合
- 令和7年分所得が2,000万円超の見込みで、同年末時点で財産3億円以上か、有価証券等1億円以上の場合
- 令和7年の年末時点で10億円以上の財産(不動産、預貯金、有価証券など)を有する場合

※上記に該当する場合は、申告に必要な書類や手続きなどが複雑ですので、速やかにご連絡ください。

4.親族情報の確認事項

確 令 和 7 年 分 項	1. 配偶者の収入(合計所得金額)に変動がありましたか。----- (はい・いいえ)
	2. 配偶者が新たに事業専従者となっていますか。----- (はい・いいえ)
	3. 各親族の収入(合計所得金額)に変動がありますか。----- (はい・いいえ)
	4. 令和7年に生まれた子供、都道府県知事から養育を委託された児童、市町村長から養護を委託された老人がいますか。---- (はい・いいえ)
	5. 大学や高等学校などを卒業して、就職した親族がいますか。----- (はい・いいえ)
	6. 令和7年から納税者又は配偶者の両親(直系尊属)が生計を一にしていますか。----- (はい・いいえ)
	7. 令和7年から別居又は障害者となった親族がいますか。----- (はい・いいえ)
	8. 令和7年の途中で死亡した配偶者や親族がいますか。----- (はい・いいえ)

(注)死亡した時点において控除対象配偶者や扶養親族に該当する場合は、配偶者控除や扶養控除を受けられますので注意してください。

※貴殿の所得税の予定納税額等を確認するため、e-Tax (国税庁が運営する国税電子申告・納税システム)メッセージボックスに届く貴殿の「申告のお知らせ」を、当事務所に転送する設定にさせていただきます。

5.当事務所からの連絡事項

不明点等ございましたら、担当者までご連絡ください。
